

令和3年第2回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和3年6月9日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主査	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	田辺剛
総務企画部長	藤澤和昭	地方創生監	大塚一輝
市民福祉部長	志賀雅彦	建設農林部長	西田良平
観光商工部長	繁田誠	会計管理者	山本幸宏
教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 令和2年度美祢市一般会計予算の繰越しについて

日程第4 報告第2号 令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算の繰越しに

ついて

- 日程第5 報告第3号 令和2年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第6 報告第4号 令和2年度美祢市病院等事業会計予算の繰越しについて
- 日程第7 報告第5号 令和2年度美祢市観光事業会計予算の繰越しについて
- 日程第8 報告第6号 令和2年度美祢観光開発株式会社の事業報告について
- 日程第9 報告第7号 令和2年度美祢農林開発株式会社の事業報告について
- 日程第10 議案第44号 令和3年度美祢市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第45号 令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第12 議案第46号 令和3年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第48号 美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第49号 財産の取得について
- 日程第16 議案第50号 財産の取得について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。ただいまから、令和3年第2回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部から、報告第1号から報告第7号までの7件及び議案第44号から議案第50号までの7件、計14件でございます。

また、事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月28日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付しております予定表のとおりでありますので、御了承のほどお願い申し上げます。

この際、市長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、1件の御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

まず、現在までの状況について御報告申し上げます。

医療従事者等につきましては、本年3月から接種を開始し、ほぼ希望者全員に接種を終えたところでございます。

次に、65歳以上の高齢者につきましては、4月19日に特別養護老人ホーム入所者及び従事者の接種を先行的に開始し、その後、5月10日から一般の高齢者接種を本格的に開始しております。昨日の6月8日現在の接種率は、1回目の接種率が54.1%となっており、接種希望者への2回目の接種を7月末には終える予定としております。

なお、65歳以上の高齢者のワクチン接種希望者は8,000人を上回り、本市の65歳以上の高齢者接種率は約80%を超える見込みとなっております。

この間、接種に御尽力いただいております美祢市医師会、美祢郡医師会の先生方、各医療機関のスタッフの皆様、また、接種に御協力いただきました市民の皆様に、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございます。今後とも引き続き、お願い申し上げます。

次に、今後のワクチン接種実施計画について御説明を申し上げます。

まず、接種順位でございます。

国の示す接種順位は、1番目に医療従事者等、2番目に現在行われております65歳以上の高齢者、3番目に基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、そして、4番目にその他の方となっておりますが、本市及び——昨日、山口県において決められました山口県の独自対応といたしまして、3番目の基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者に加え、特にクラスター感染を防止するため、また、市民生活の影響を鑑み、小学生——12歳ですが、及び中高生、幼稚園・保育園の教諭、保育士等、児童クラブ等の従事者、小中学校の教職員など、そして、障害者、障害者施設の従事者等、これらの方々を優先接種すべきとの判断をさせていただいたところでございます。

次に、今後の接種方法についてでございます。

今後の接種方法につきましても、市内各医療機関に御協力いただき、高齢者の接種において得られた経験や手法を最大限生かしつつ、個別接種を基本に進めて——進めさせていただくこととしております。

なお、集団接種につきましては、個別接種の進捗状況を見ながら、また、美祢市医師会、美祢郡医師会の方々の御意見もいただきながら、その規模や時期を含め、適宜、実施の可否を判断していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございます。

12歳以上64歳以下の方々への接種券送付についてですが、まずは、16歳から64歳までの方々の接種券を6月中に発送いたします。

次に、このたび国が接種対象者を追加し、新たに対象となった12歳から15歳までの接種券を追って発送する予定としております。

なお、これらの接種に係る予約時期については、集中や混乱が生じないように段階的に一定の期間を設け、予約を受け付けることとしております。

また、山口県では、各市町の接種能力の上乗せ、補充を目的に、広域的な集団接種を実施されることが決定されましたので、市民の皆様も、この集団接種会場での接種も可能となりました。

この広域的な集団接種の概要といたしましては、市民で希望される方々は、山口県庁が会場となります。開設時期は6月26日、27日の土日からスタートし、10月末までの毎週土日となります。使用されるワクチンは、現在接種しているファイザー社製とは別に、国から供給される予定のモデルナ社製が想定されています。

この山口県広域集団接種会場での接種予約は、各市町で受付を行うこととなっておりますことから、県からの具体的な手続が示されましたら、速やかに市民の皆様へお知らせいたします。

本市では、1日も早く、接種を希望される市民の皆様が、安全で、そして安心して接種できますよう、引き続き万全の体制で取り組んでまいりますので、市民の皆様及び医師会をはじめ医療機関のスタッフの皆様の御理解、また御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 日程第3、報告第1号から日程第16、議案第50号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和3年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました報告7件、議案7件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、令和2年度美祢市一般会計予算の繰越しについてであります。

これは、本年第1回臨時会並びに第1回定例会において御議決いただきました令和2年度美祢市一般会計予算の繰越しにつきまして、災害時情報伝達手段整備事業のほか14件の事業費のうち、2億5,389万2,970円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号は、令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算の繰越しについてであります。

これは、本年第1回定例会において御議決いただきました令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算の繰越しにつきまして、介護保険システム改修業務の事業費447万400円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第3号は、令和2年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和2年度美祢市水道事業会計予算におきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、上野・秋吉地区水道統合整備事業に係る工事3件について1億8,679万9,300円を令和3年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号は、令和2年度美祢市病院等事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和2年度美祢市病院等事業会計予算について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症などの診察等を行うための美祢市立美東病院外来、発熱用——感染発熱用でございますが、これの改修工事及び同改修に伴うLAN移設工事について1,483万500円を令和3年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第5号は、令和2年度美祢市観光事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和2年度美祢市観光事業会計予算におきまして、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定に基づき、秋芳洞駐車場ゲート設置工事ほか1件、及び秋芳洞通路改修詳細設計業務委託ほか1件について4,519万3,800円を令和3年度へ

繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第6号は、令和2年度美祢観光開発株式会社の事業報告についてであります。

道の駅おふくについては、平成30年4月のリニューアルオープンから3年目を迎えた年であります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により4月29日から5月10日までの12日間全館休業をするなど、1年を通じ経営に大きな影響を受け、部門売上実績額では、税抜で前年度比25.1%減の1億6,916万5,323円となったところであります。

一方で、Go To トラベルやGo To Eatの取扱い、国の持続化給付金及び美祢市交流拠点施設経営継続支援事業補助金等の活用による雇用確保やホームページのリニューアル、さらに灯油使用料の抑制努力の継続等により、当期純利益は26万7,417円を計上したところであります。

今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい状況が続いております。

そうした中、リピーターや県内客を中心とした誘客促進を図るため、地域住民の方々や地域事業者との連携を深め、地域の特性を生かした商品構成やテイクアウト商品のさらなる充実など、訪れたいくなる快適な空間を目指し、利用者の視点を常に意識し、地域と一体となった道の駅づくりを行っていく計画とされております。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

報告第7号は、令和2年度美祢農林開発株式会社の事業報告についてであります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による販売先の休業や営業時間の短縮の影響はあったものの、タケノコの水煮の製造量が前年度を上回ったことなどから、売上総額は税抜で前年度比1.1%増の2,299万7,674円となり、当期純利益は404万7,228円を計上したところであります。

今年度は、加工品の製造量及び売上額の増加を図るとともに、猫ちぐら関連商品など、ものづくり部門の販路拡大や美祢市産品を利活用した商品開発などに着手していくこととしておられます。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案第44号は、令和3年度美祢市一般会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症への対策経費や本庁舎整備事業に係る経費など、今後の業務を推進する上で緊急に必要な経費を追加するとともに、継続費の設定並びに地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、2か年度で実施いたします新本庁舎建設工事の本年度の支出経費やキャッシュレス決済導入に係る経費など、合わせて3億1,459万7,000円を追加しております。

民生費では、既に給付金の支給を行いました、ひとり親世帯を除く低所得者——低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり一律5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費や、保育所や地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染症対策経費など、合わせて4,101万1,000円を追加しております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの接種費用に、時間外及び休日の接種に対する加算が措置されたことに伴う予防接種委託料の追加、及び秋芳保健センターのトイレを洋式便器に改修する経費の追加、合わせて1,015万5,000円を追加しております。

農林費では、山口県が実施する事業に取り組まれる法人等への補助金、合わせて1,001万4,000円を追加しております。

教育費では、小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症対策等への支援に係る経費や、令和2年度一般会計補正予算（第12号）で予算措置したものの、入札不調等により令和2年度での実施を見送り、令和3年度に改めて実施することといたしました小中学校のトイレ洋式便器改修工事の経費など、合わせて2,452万円を追加しております。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする特定財源を3億6,246万3,000円追加するほか、一般財源として財政調整基金繰入金金を3,783万4,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億29万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億3,142万3,000円とするものであります。

次に、継続費の設定であります。

新本庁舎建設工事に係る継続費の総額及び年割額について設定を行っております。
次に、地方債の補正であります。

小規模治山整備事業債を追加するとともに、庁舎等整備事業債ほか1件について
限度額の変更を行っております。

議案第45号は、令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
であります。

このたびの補正は、歳出では、国民健康保険事業費納付金を金額の確定に伴い
949万5,000円減額する一方で、傷病手当金及び予備費を合わせて965万9,000円追加
し、歳入では、県補助金を16万4,000円追加するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を32億601万2,000円とするものであります。

議案第46号は、令和3年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、建設改良費におきまして、上野・秋吉地区水道統合整備事業
の早期完成を目指すため、事業費を追加するものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的収入では、営業外収益におきまして、建設改良費の追加に伴い、消費税還
付金を2,899万1,000円を追加し、収入の合計額を7億8,274万7,000円とするもので
あります。

この補正は、消費税還付金の追加でありますので、税抜の収益的収支は、既決予
算と同じく当年度純損失2,590万5,000円となるものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

支出では、上野・秋吉地区水道統合整備事業の事業費を3億1,769万7,000円追加
し、資本的支出の合計額を10億214万9,000円とするものであります。

一方、収入では、企業債を3億1,520万円追加し、資本的収入の合計額を7億
3,495万5,000円とするものであります。

この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は2億6,719
万4,000円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,406万5,000
円、過年度分損益勘定留保資金8,798万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億
1,514万7,000円で補填するものであります。

議案第47号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、これらに関連する政令及び省令がそれぞれ公布されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人市民税の非課税の対象範囲について、扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するものであります。

次に、特定公益増進法人に対する寄附金について、出資に関する業務に充てられることが明らかな場合には控除対象外とするものであります。

また、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除について、その期限を延長するものであります。

なお、この条例の施行日は、個人市民税については、令和6年1月1日から、また、寄附金及び医療費控除については、令和4年1月1日から施行するものであります。

議案第48号は、美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。

これは、国の介護保険の基準費用額の改定に伴い、介護保険事業に係る食費の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和3年8月1日から施行するものであります。

議案第49号は、財産の取得についてであります。

これは、美祢市有線テレビにおける放送設備の老朽化による設備更新に伴う財産の取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号は、財産の取得についてであります。

これは、美祢市消防署に更新配備いたします、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及びこれに積載する災害活動用資機材を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告7件、議案7件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

皆様にお諮りします。真夏日になるようでございますので、暑い方は上着を脱がれて議論を深めていただきたいと思います。よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） これより、報告及び議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号令和2年度美祢市一般会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、報告第3号令和2年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第6、報告第4号令和2年度美祢市病院等事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第4号を終わります。

日程第7、報告第5号令和2年度美祢市観光事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第5号を終わります。

日程第8、報告第6号令和2年度美祢観光開発株式会社の事業報告についての質

疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それでは、令和2年度事業報告ですね、美祢観光開発株式会社のこの事業報告について、ちょっと若干質問してまいりたいと思います。

今回、この令和2年度の事業報告並びに令和3年度事業計画、ここをちょっと資料を見させていただきました。この中で、非常にコロナ禍における道の駅おふく、非常に経営環境というものがコロナの影響を受けて悪くなっております。

それで、そういう中であって、特に目を引いたのが、令和3年3月31日末における役員報酬とまた給与手当、この辺は大きく変わっていないんですけど、目についたのが、この役員賞与の200万円。令和元年前、そして令和3年以降の予定についても役員賞与200万円がついてません。

それで、今後、このときに役員賞与が200万円計上されたということで、その点について、このときだけついたということは、この辺についてのちょっと御説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えをいたします。

役員賞与につきましては、前社長の就任に対しまして、その1年間、約——任期は1年間で行っていただきましたけども、その間のインセンティブというものを3項目定めまして、1項目当たり100万円であったわけですけども、2項目達成されたということで、翌年200万円の支払いを行っておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 2項目達成したということでありましてけれども、実際、この前後の売上状況、これ、指定管理料もかなり額がついておりましたね。これは、基本的には指定管理料が1,500万円か何ぼついちょっとだと思います。これは、あくまでも指定管理料扱いということでチャラになりますし。

そして、このときには、カルスターについても収入が1,800万円やったかな、600万円やったかちょっと忘れちゃったけど、カルスターを運営して、道の駅おふくもやりましたんで、それで、収益が人件費をのけて上がってきたという部分は——もあると思いますけれども。

いずれにしても、これは通常の経営状況の中で、そんなに大きなプラスになった

というわけでもないし、その辺が本当にインセンティブに当たるもんかどうか、ちょっとその辺が分かりにくい。それに応じたインセンティブの——インセンティブというのは報奨金ですけれども、その報奨金を出すに本当に値するものであったかどうか、この辺について御説明願えますか。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えをいたします。

インセンティブを支払うに値するかどうかという御質問であったかと思えます。

かねてより、第三セクターまたは美祢農林、美祢観光開発株式会社におきまして、経営の抜本的な見直し、経営環境の改善という意味で、民間人の登用というものを、執行部または議会を通じて進めておったところをございまして、民間の社長を登用し、株主総会を経て、そういった契約条件を定めてきたところをございますので、その支払いは正当なものだというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 部長、正当とか正当じゃないとかじゃなくて、根拠を聞かれたんじゃないんですか。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの正当という発言につきましては取消しをさせていただきます。

根拠につきましては、就任の条件としまして、インセンティブの3項目がございまして、来館者数の目標設定をクリアした場合、年間売上額の目標額をクリアした場合、指定管理料依存度の解消を算式によりましてクリアした場合の3条件を株主総会にかけて就任が認められたということで、その結果としまして、年間売上額の目標達成と指定管理料依存度の解消を達成されたということをお認めということでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） その今3点について、インセンティブで3項目、これを達成したということでありましたけれども。

今まで全然、前後ついてなくて、このときだけ、令和2年度200万円。これについては、しっかりと取締役会議において、ちゃんとその項目をクリアし、売上げも上がって対応できたということで、株主総会を開いて、この200万円はちゃんと了

承されたんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えをいたします。

200万円の支払いについて、株主総会で認められたものかという御質問であったかと思えます。

この200万円の支払いにつきましては、この決算書に載っておるとおり、令和2年度に支払いを行っておりますので、このたび5月に開催されました株主総会におきまして議決を得たものでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それで、これからの令和3年度、令和3年3月三十一——令和4年3月31日に最終的な、また事業報告は出ると思えますけれども。

今、社長は新しく変わりました。それで、その社長が変わって、今の社長に対しても、このインセンティブですね、報奨金の取扱いがちゃんとされるんか。

一節、いろいろ聞くところによると、コロナ禍で、道の駅おふくで働く方々が、従業員の方が本当に大変な中一生懸命働いてくれる。そういった中で、その従業員に給料をしっかりと出していくことが重要である、そういう視点に立っておられるんじゃないかと思っております。

それで、今からの社長におけるいろいろインセンティブがあると思えますけれども、報奨金扱い、それについては今後、令和2年度と同じように令和3年度、また4年度もしていくのかどうか、この辺について。それとも、もう取りやめされるんか、これについて、最後お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと部長、その前に岡山議員が取締役会っておっしゃったんですが、定款上あるんですか、ないんですか。それも併せて答えていただきたいと思えます。取締役会はないと思ったんですが。定款を見られて。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

その前に、岡山議員が取締役会というふうに申されましたけども、定款上は取締役会については定めを設けておりません。あくまでも、株主総会で議決をいただいたものでございます。

それでは質問ですけれども、現在の社長についても、前例のようにインセンティブの設定があるのかというお尋ねですけれども。

岡山議員の御質問の中でも従業員の給与等のお話もされました。現在の社長も同じような方向性を持たれた方だと認識をしておりますし、インセンティブについては、契約の段階でそのような設定はいたしておらないところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかに。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 今回提示されました令和2年度美祢観光開発株式会社、以下の駅おふくと言わせていただきます。これの事業報告書を精査した結果、2つの項目、すなわち1つ目は指定管理料、2つ目は受託事業収益、これはカルスターの事業受託に伴う収益です。この2つが、いずれも前年度と異なる勘定科目で処理されていることが分かりました。

すなわち、1つ目の指定管理料ですが、令和元年度の損益計算書上では、1,606万6,000円が営業外収益欄に計上されておりましたが、令和2年度の損益計算書では、1,248万1,000円が売上高欄に計上されています。

また、2つ目の受託事業収益が、令和元年度には1,105万6,000円が売上高欄に計上されておりましたが、令和2年度では、営業外収益欄に1,229万9,000円が計上されております。

株式会社のことについて定めた法律であります会社法の第431条には、次のように規定されています。「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」となっています。

そして、その一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行とは、企業会計原則であると一般的に解釈されています。

つまり、企業会計原則とは、あらゆる企業が会計処理を行うに当たって、必ず従わなければならないとされる会社指針のことをいうと、こういうことになっております。

企業会計原則、7つありますが、その中の1つに継続性の原則というのがあります。この原則は、企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。1つの会計事実に、複数の処理や原則の適用が認められている場合に、一旦採用した選択肢は原則的に継続して採用しなければな

らないと、こういうふうに継続性の原則に定めがございます。

冒頭で述べましたように、指定管理料及び受託事業収益の2つの項目が、道の駅おふくの決算書上の表示が毎年ころころ変わるということは、明らかに継続性の原則に反するものだと考えますが、執行部の御見解をお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、指定管理料の売上に計上するか、営業外収益に計上するかということで、毎年ころころと変わっておるといふ御指摘であったかと思っております。

昨年度の——昨年——令和元年度につきまして、前社長の強い思いで、指定管理料に頼らない経営の改革といいますか、経営の健全化——健全な経営を目指されるということで、指定管理料については営業外収益のほうに持っていきたいという強い意向で令和元年度の事業報告が、決算書が作成され、税理士もそれを認められたということでございます。

それまでの間というものは、27年度からだと思いますけども、営業の売上収益のほうに上がっております。そして、令和2年度の決算報告では従前に倣い、指定管理料は業務の対価であり委託料であることから、売上のほうに計上を戻したところでございます。

それと、カルスターの売上げが令和元年度は売上に計上され、今年度は営業外のほうに持っていかれてるということですが、このカルスターにつきましては、観光案内業務というものを受託され、令和元年度に限り受託をされ、これを継続されるかと思いましたが、会社——社長の考えによりまして、令和2年度はこれを受託しないという判断をされたところでございます。よって、売上に計上されず、営業外収益のほうにも基本的には計上されていないものと認識をしております。

会計原則の継続性につきましては、先ほど申し述べましたように、令和元年度が特異なものであったというふうに解釈をしておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 繁田部長ね、勝手に特異なものですから変えましたと、これ説明になってないんですよ。

私がお尋ねしたのは、毎年ころころ変えると、このことが企業会計原則の継続性

の原則に反するんじゃないんですかと、このような質問をいたしました。もう一遍答えてください。反しないのか反するのか。

特異な事情があれば勝手に変更されると、それなら企業会計原則なんか全く無意味です。むちゃくちゃな話です。その点をお答えいただきたいんですが、もうこんなことでやったら、もう切りがありませんので、次の質問に移ります。

指定管理料や受託収益事業をどの勘定科目で処理するかの問題は、単に会計処理の問題にとどまらず、道の駅おふくの消費税負担の金額に影響します。

つまり、指定管理料や受託事業収益を営業外収益に計上すれば消費税負担の対象とはなりません、もし売上高に計上すれば消費税負担の対象となります。

このたび提示されました令和2年度の道の駅おふくの決算書によれば、指定管理料1,248万1,000円が売上高に計上されています。そうしますと、その金額の10%相当、すなわち124万円の消費税を支払うこととなります。

私は、指定管理料1,248万1,000円を令和元年度の、前と同じように営業外収益に計上すれば、消費税の負担はなくて済むのに、何ゆえ、あえて売上高に計上して消費税124万円を負担しようとするのか、その理由をお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

最後のほうに、なぜ消費税を負担されるのかというところがございましたけども、これは、指定管理業務の本業務の対価ということで、委託料として支払っておる限り、消費税は課税取引として支払いが義務化されておるといものでございます。

坪井議員が、営業外収益のほうに計上すれば消費税の負担がなくなるというふうに言われましたけども、市のほうでは、それが仮に営業外収益に計上されたところで、市は委託料と支払っている限り、消費税計算において課税取引として計算をされるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 何かね、もうはなから指定管理料は売上ですと決めてかかったような御答弁だと思います。

そもそも、道の駅おふくは、平成26年度までは指定管理料払ってますよ。だけど、全部営業外収益に計上してます。27年度に、今あそこにいらっしゃる篠田市長が代

表取締役になられた途端に、なぜか指定管理料を売上に変更されました。その間、結局指定管理料、合計が6,000万円ぐらいですか。その結果、545万円の払わなくてもいい消費税を払ってるんですよ。これは、私はもう税金の無駄遣いという以外の何物でもないです。単に会計上の処理でかかったりかからんだりするんですから。

先ほどの質問は、私は納得いきません。これもまた時間がありませんので、3つ目の質問です。

令和2年度の決算書作成において、前年度と比較して、指定管理料や受託収益——受託事業収益の勘定科目を変更していますが、通常であれば、このように変更する場合は税理士の見解を聞くのが普通です。この勘定科目の変更に関する税理士の見解はどのようなものやったか、お尋ねをいたします。

また、この件に関して、税理士提出の文書があれば、今議会終了までに御提出をお願いします。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待ってください。部長の答弁は、消費税が市の認識とおっしゃったんですが、消費税法で定めてあると思いますので、その結果を見られて、また御答弁いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

その前に、先ほどの私の発言について、一部訂正をさせていただきます。消費税の課税取引につきまして、市の認識というふうに述べましたところがあったかと思いますが、あくまでも消費税法に基づく委託料は課税取引——消費税につきまして、課税取引となりますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、もう1件、カルスターの売上げが令和元年度は売上に計上され、令和2年度は営業外収益に計上されているという御指摘に対して、私のほうの答弁が分かりにくかったという点がございますので、一部訂正をさせていただきますけれども、令和元年度のカルスターにつきましては、カフェの営業とジオパークの観光

案内業務等の受託をされておりましたことから、売上のほうに計上されておりました。令和2年度につきましては、前社長の判断により案内業務のほうを取りやめるということで、売上に計上されておらず、その費用につきましては発生をしておりません。

営業外のほうで主に占めます雑収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に關します国の持続化給付金や市の補助金によるものでございます。

続きまして、会計の原則に、現在また令和2年度の決算報告が売上に計上されていることで、令和元年度、令和2年度と毎年変わっておるといふ御指摘でございますけれども、令和元年度の決算報告に対する株主総会でも、株主として、令和元年度だけ指定管理料を営業外収益に持っていくのは、会計の継続性の原則に反するのではないかという意見を申し述べられておりますように、令和元年度が異質な、継続性から反する取扱いをいたしたという判断をしておるところでございます。

また、先ほどの質問で勘定科目等の変更につきまして、税理士の関与につきましては、その質問がございましたけれども、会社としまして税理士に対しましては、毎月の報酬をお支払いしておるとおり、決算書につきましても、税理士が調製をされておりますので、市から何か税理士のほうに依頼をしたとか、そういったものは一切ございません。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） あえて、これ以上質問するつもりはありませんが、私、今のカルスターの委託収益、それはちょっと今、何とおっしゃったですかね。平成30年度、これは売上に入っています。それから、次の令和元年度、これも売上になっていました。それで今回、令和2年度、今回提示された分が、営業外収益になつてくるんですよ。そのようにさっきおっしゃったですかね。そうじゃないようなことだったと思いますよ。だから、ちょっと繁田部長のさっきの御答弁は、事実と反するんじゃないんでしょうか。

それと、もうこの問題は、また一般質問でもやりますから、ここではもうやめます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 特にありませんか。いいですか。ほかに。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 美祢観光開発ですか、この決算につきまして、私も3年間の資料を比較して見させていただきました。

先ほど、坪井議員からありましたように、私も一番疑問に感じますのは、勘定科目が、例えば、指定管理が営業外からいきなり売上、そしてまた営業外と。要は、会計原則、先ほど坪井議員言われました一貫性というか、本来、この会計というのは、それを見て投資家というか、そういうのがやっぱりその事業を評価すると。それが、ころころころころ科目が変わるようでは、やはりおかしいのではないかなというふうに思いました。

それが、どういう経緯でこうなったかというのは、今まで説明がございましたけれども、私がお尋ねしたいのは、美祢観光開発は株主総会とかいっても、市が1,000株ですか、JAが200株かな。わずか株主は2社ですね。

市のほうの株主は、果たして本当に総会があったとして、どなたが出られたかっというところもあろうかと思えますし、代理っていうことでやられたのかもしれない。

それと、一般大手というか上場企業等につきましては、決算のときには必ず監査法人の監査と、それでこの会計が適切であるとそのお墨つきをもらって、株主総会にかけて承認と。

そういう意味で、この第三セクターというか、美祢観光開発におきましてのこの決算書が、確かに会計原則に沿って適格であるというふうなことを、どなたが判断されるのか、そこを私はお聞きしたいなと思っております。

すなわち、監査っていう業務が、ここに会計監査なりっていうのが入って、確かにこれが正しいよ——正しいというよりも、会計原則にのって、ちゃんとやってますよという、それがあろうと思うし、あるべきだろうと思うんですけど。そのところが、どういうふうな、この会計——決算の報告になってるか。いわゆる監査、これの数字が確かに妥当ですというのは、誰がどう判断された上で、株主総会できちんと承認されるか、そのところを教えていただきたいと思えます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

手続上は、本当に法令どおりきちんと処理されているところでございます。

株主総会においては、市の代表、株主の代表である私と、そして農協の代表であ

る河野部長が出席されてます。また当然、監査のほうも出席されて、監査報告もなされたところでございます。

株主総会でも、いろいろ御質問はさせていただきました。御説明の中では、継続性の原則というのが焦点になるわけでございますけど、これについても御質問をさせていただいたところでございます。回答は、従来 of 形に戻したということでの説明があったところでございます。それで、株主として、私も農協側も納得したところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の市長の御説明では、株主総会 of ときに、市長とJA of 河野本部長と株主として出られ、監査も出られたということですけど、この監査っていうのはどなたですか。そして、今、その場で継続性のこととかも質問された、従来に戻したということですが、今問題になっているのは、今回戻したとかいうことではなくて、今まで3年間ころころ変わってきたという、それが継続性ということから考えて、おかしいんではないかということについて、本当にどのようなやりとりがされたのか、監査として出られた方がいらっしゃるんであれば、ぜひ、そのときのやりとりというか、その辺の継続性について、どう本当に考えられているのかというのをお聞きしたいなと思います。

○議長（竹岡昌治君） 監査委員は招致してませんので、市長が答えられる範囲で……。

恐れ入ります。ちょっと休憩取らせてください。

午前11時12分休憩

午前11時21分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

藤井議員にお願いを申し上げたいと思いますが、先ほどの質問は、議会での質問にはちょっとなじまないと思いますし、今日は会社の監査委員は招致しておりませんので、答弁につきましてはお許し願いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第6号を終わります。

日程第9、報告第7号令和2年度美祢農林開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第7号を終わります。

日程第10、議案第44号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第45号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第46号令和3年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第47号美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第48号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第49号財産の取得についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第50号財産の取得についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時24分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月9日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃